

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、高い倫理観と誠実さを基本とした独創性豊かな人間集団を醸成し、遊技業界の透明性・健全性を高めるという社会的使命を常に念頭におき事業に取り組んでおり、継続的な成長・発展を図ることを経営上の最も重要な課題のひとつと位置付け、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

上記方針に基づいて、経営の効率性及び公平性をチェックすることを大原則と考え、取締役会制度、監査役会制度を導入し、以下の3点を重点施策としてコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努めております。

(1) 監督・牽制機能の実効性の向上

当社は監査役設置会社として、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と取締役会から独立した監査役及び監査役会により、監督・牽制機能の実効性の向上に努めております。

(2) 法令遵守の徹底

当社は、「行動規範」を制定し、全役職員に徹底するとともに、「コンプライアンス管理規程」を制定し、これを浸透させ、また企業倫理委員会の設置等により、全役職員における法令遵守の意識を継続的に醸成し、さらなるコンプライアンスの徹底に努めております。

(3) 経営内容の透明性の向上

情報開示を迅速、正確かつ公平に行うとともに、ステークホルダーに対して説明責任を確実に果たすことは、健全な経営を維持し、継続的な企業の発展には必要不可欠であるとの考えに基づき、積極的なIR活動に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SANKYO	2,131,900	14.94
株式会社データ・アート	632,000	4.43
株式会社平和	612,000	4.29
京楽産業、株式会社	611,900	4.29
サミー株式会社	611,900	4.29
株式会社大一商会	611,900	4.29
株式会社ニューギン	611,900	4.29
株式会社藤商事	611,900	4.29
サクサ株式会社	510,000	3.57
株式会社サンセイアールアンドディ	463,000	3.24

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

- 上記大株主の状況は、平成30年3月31日現在の状況を記載しております。
- タワー投資顧問株式会社から平成25年7月1日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成25年6月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 :タワー投資顧問株式会社
住所 :東京都港区芝大門1-2-18
所有株式数 :727千株
株券等保有割合:5.10%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市原 高明	他の会社の出身者								○			
筒井 公久	他の会社の出身者							○	○			
井上 孝司	他の会社の出身者								○			
鈴木 聡	他の会社の出身者					○						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市原 高明		市原 高明氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムの監査役及び非業務執行の取締役でありました。 なお、同氏は子会社の取引先である株式会社大一販売の代表取締役を務めておりますが、持株比率及び取引額の程度から、現時点で当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	市原 高明氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したことによります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

1. 会計監査人との連携状況

監査役は、会計監査人による監査計画、監査実施状況及び監査結果について四半期ごとに報告を受け、その相当性を評価するとともに、会計監査人との積極的な情報交換等を行うことにより、有用な情報や意見等を監査役監査に最大限活用し、より一層効率的かつ効果的な監査に努めております。この他、会計監査人による在庫棚卸実査には、原則として常勤監査役が立会う等、お互いの独立性を保ちながら、積極的な連携を図ることにより、相互の機能強化に努めております。

当社の内部監査部門である内部監査部(専任者2名)は、定期的に各部門の業務効率の検証や改善に関する助言等を行うとともに、行動規範やコンプライアンスの徹底を図っております。監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部が実施した監査結果を必要に応じて活用するとともに、内部監査部とともに積極的に情報交換を行い、活発なコミュニケーションを図ることにより、監査役監査と内部監査の両者が効率的かつ効果的な監査になるよう努めております。常勤監査役は、毎月内部監査部より内部監査の結果及び改善内容等についての詳細な説明を受け、必要に応じてその内容を監査役会にて報告する等、両者はお互いに独立性を保持しつつ、積極的な連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

[illegible]

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相浦 義則	○	相浦 義則氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの監査役でありました。 なお、同氏は相浦義則税理士事務所の所長及び日本コンセプト株式会社の社外取締役(監査等委員)ですが、当社グループとの間に取引関係はなく、その他にも記載すべき関係はありません。	相浦 義則氏は、税理士として財務・会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、監査体制がさらに強化できるものと判断したことによります。 なお、同氏と当社グループとの間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
天野 裕司		天野 裕司氏は、株式会社ディ・ライトの常務取締役ですが、当社グループとの間に取引関係はなく、その他にも記載すべき関係はありません。	天野 裕司氏は、会社経営に関する高い見識を有しており、社外監査役として当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、監査体制がさらに強化できるものと判断したことによります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に對して業績に応じた役員賞与を支給する以外は、インセンティブに関する制度は設けておりません。その理由といたしましては、全役職員が常に経営参画意識を持ち、役職員が一体となることにより全社一丸となって業績向上に取り組むことを目指しているためであり、取締役に限定したインセンティブの付与に関しては現在のところ実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

当社は有価証券報告書及び事業報告におきまして、取締役及び監査役の報酬総額を記載しております。
第7期有価証券報告書及び事業報告に記載の報酬等の額は、取締役3名に対して68百万円、監査役2名に対して15百万円、総額84百万円であり、他は無報酬の取締役及び監査役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役に対して専従のスタッフを配置しておりませんが、監査役会の事務局を総務部内に設置し、取締役会や監査役会等の会議資料の事前配布、タイムリーな情報提供並びに当該社外取締役及び社外監査役の要請に応じた資料や情報の提供等、必要に応じたサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、6名の取締役(男性6名)(うち社外取締役4名)で構成し、監査役3名(うち社外監査役2名)の出席の下、定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社及び当社グループの重要な経営方針の決定、業務執行の監督、業務執行状況の報告等を行っております。また、各取締役との間では、活発な議論及び意見交換がなされ、また監査役も適宜意見を述べております。

(2) 監査役会

監査役は常勤監査役1名の他、社外監査役2名の3名(男性3名)で構成されております。当社では、各監査役が公正かつ客観的視点をもって、実態を正確に把握し、予防監査の視点から各種リスク発生の未然防止・危機対応の体制整備に向けて、法令・諸ルール遵守等のコンプライアンスの徹底を図り、一層の監査機能の充実に注力することにより、企業の健全な発展が実現するものと考えております。また常勤監査役は、取締役会はもとより、その他の重要会議にも出席し、日々、取締役の執務状況をチェックしております。なお、当社では、社外監査役のうち1名を独立性を有する者として、独立役員に指定しております。

(3) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人(2018年7月1日 EY新日本有限責任監査法人に名称変更)との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

(4) 内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査部が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び社内規程遵守の観点に基づき適切な指導を行うとともに、監査役と緊密な連携を保ち、活発なコミュニケーションを図ることにより、効率的かつ効果的な監査になるよう努めております。

(5) 役員の報酬決定

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により報酬総額の最高限度額をそれぞれ決定する旨を定款で定めており、この点において株主のモニタリングが十分機能する仕組みとなっております。各取締役及び各監査役の報酬額については、その最高限度額の枠内で取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の協議により決定しております。

また退職慰労金については、当社の定める一定の基準に基づき、株主総会の決議を経て支給されます。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、当社の事業内容に精通した社内取締役2名と、業務執行から独立した立場であり、かつ幅広い見識を有している社外取締役4名とで構成されており、業務執行機能と経営の監督機能を分離することにより、事業経営が迅速かつ適正に行うことができる体制をとっております。当社の監査役会は、過半数の社外監査役で構成され、第三者的・客観的な視点により、取締役の意思決定、職務執行の監査が行われる体制をとっております。社外取締役及び監査役は、取締役会その他重要会議等を通じて、取締役による意思決定の適正性、妥当性に関し、それぞれの専門分野から第三者的な視点に基づき意見を述べており、現状の体制において経営監視機能は十分に確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、2018年6月21日に株主総会を開催いたしました。 (株主総会集中日は2018年6月28日)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に説明会を開催し、決算内容の説明や今後の見通し等についての説明を行っております。 また出席者からの質疑に対してもできる限り詳しくお答えしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示情報資料・会社説明会資料等のIR資料を当社ホームページ(https://www.gamecard-joyco.co.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	〔IR担当部署〕管理本部 経理部	
その他	株式会社シェアードリサーチの「リサーチカバレッジサービス(アナリストレポート)」を導入しており、同社ホームページ並びに当社ホームページにて、最新のレポートを掲載しております。 (和文だけでなく英文のレポートも掲載しております。) 【株式会社シェアードリサーチ】 https://sharedresearch.jp/ja 株式会社東京証券取引所の「アナリストレポートプラットフォーム」を導入しており、同社ホームページ並びに当社ホームページにて最新のレポートを掲載しております。 【アナリストレポートプラットフォーム】 http://www.jpx.co.jp/listing/ir-clips/analyst-report/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーに対する経営情報の適時・適切開示に関しても「行動規範」に規定し、全役職員への徹底を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	開示が義務付けられていない情報についても、ステークホルダーに対して有用な情報については、可能な限り迅速、正確かつ公平に開示し、IR活動についても広く、積極的に取り組む方針であります。
その他	＜女性の活躍の方針・取り組みについて＞ 当社グループでは、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や妊娠中・育児による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。 また、採用・昇格等において、男女の区別なく実力や成果に応じた評価を行っており、管理職3名が女性であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第5項(第4項第6号)に基づき、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関するものである。内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることとを目的としております。

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公正性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、子会社の業務の適正性を確保するための体制整備を含めた内部統制システムの構築・運用に関する以下の基本方針を取締役会決議により定めております。企業内外からのチェック体制を構築・確立し、それに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じております。

(1) 企業外部からのチェック体制

上場会社としての情報開示体制に加え、各種ステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員等)からのフィードバックが得られるよう、情報開示体制を強化するとともに、フィードバック窓口等の設置によりチェックシステムを機能させるものとします。

(2) 企業内部からのチェック体制

高い倫理観と誠実さを基本とする人間集団を醸成し事業に取り組む方針であることから、「行動規範」を制定し、内部統制システムのインフラとして、また、事業推進活動のインフラとして、「行動規範」の浸透に努めるものとします。

また、内部監査制度や予算統制制度等のモニタリングシステム及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備し、今後の事業環境、経営環境の変化に合わせて、モニタリング制度及びモニタリング基準を継続的に制定、修正、統廃合していくものとします。

なお、内部統制システムを含む当社のガバナンス体系は、参考資料をご参照ください。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

(1) 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとします。

(2) 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとします。

(3) 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合わせて適宜見直すこととします。

(4) 稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとします。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクマネジメント体制(リスク回避のための体制)及び危機管理体制(リスクが顕在化した場合の体制)の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

(1) 総務部における当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持します。

(2) 当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にリスク管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にするものとします。

(3) 当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築するものとします。

(4) 当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築するものとします。

(5) モニタリング結果に関するグループ経営会議への報告体制を構築するものとします。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

(1) 当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にします。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとします。

(2) 当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合わせて規程のメンテナンスを行うものとします。

(3) 当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築するものとします。

(4) 当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとします。

5. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

(1) 当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングする企業倫理委員会を設置するものとします。当委員会は当社社長直属とし、当社管理本部長を委員長とします。

(2) コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況を企業倫理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築するものとします。

(3) 当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する研修等の体制を構築するものとします。

(4) モニタリング結果のグループ経営会議への報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置するものとします。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

- (1) 常勤監査役、内部監査部長、総務部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとします。
- (2) グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとします。
- (3) グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とします。
- (4) 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築するものとします。

7. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

- (1) 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部、管理本部各部署は、監査役監査に全面的に協力するものとします。
- (2) 監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとします。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決めます。

- (1) 監査役会の依頼に基づき、監査役職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとします。
- (2) 監査役職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとします。

- (1) 監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べるものとします。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならないものとします。
- (2) 役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならないものとします。
 - ・内部監査結果
 - ・予算統制結果
 - ・コンプライアンス体制の運用結果
 - ・リスク管理体制の運用結果
 - ・外部からのフィードバック情報
 - ・会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書
- (3) 当社グループの取締役・監査役及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとします。
 - ・当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- (4) 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとします。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- (2) 当社グループは、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとします。

11. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとします。

- (1) 監査役監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役監査の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導するものとします。
- (2) 監査役会とグループ経営会議メンバーの定期的意見交換の場を設定するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社グループの役員及び従業員が高い倫理観を持って事業に邁進していくことが必須と考え、「行動規範」を制定しております。その中で「反社会的勢力との絶縁」を掲げ、次のように定めております。

- (1) 当社グループは反社会的勢力・団体から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で断固拒否します。そのような事態が発生した場合は、組織的に対応するとともに、早急に警察と連絡をとり、適切な指導に基づく対応策を実施します。
- (2) 当社グループは反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

各取引先につきましては、契約時に外部調査機関等を利用し、健全な経営が行われていることを確認した上で取引を行い、反社会的勢力との関係が生じないように取り組んでおります。さらに、反社会的勢力及び団体への対応統括部署を設け、平素から警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. その他、当社コーポレート・ガバナンスの概要

近年、法令違反や情報開示に関する虚偽報告等の企業不祥事が大企業の間で散見されており、企業に要求されるガバナンス水準は今後一層厳しくなるものと認識しております。

そのような中、当社では前述のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針並びにその基本方針に基づいた種々のコーポレート・ガバナンスに関する施策を実施することにより、社会的なガバナンスに対する要求水準の高まり、上場企業としての社会的な役割、責任等をしっかりと再認識するとともに、透明性の高い健全な経営を追求し、ステークホルダーの皆様との関係においても、企業としての社会的な責任を果たすと同時に、継続的な企業の成長・発展を遂げていくためにも、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、経営環境の変化に対しても常に機敏に対応し得る体制の構築を目指してまいります。

2. 適時開示体制の概要

(1) 適時開示への取り組み

当社は各種関係法令及び東京証券取引所(JASDAQ)が定める諸規則に則り、公正・公平な情報開示を行うため、管理本部長を情報取扱責任者とし、管理本部経理部を情報開示担当部署とする開示体制を構築しております。

(2) 適時開示の判定

管理本部経理部が集約した経営への影響が予想される情報で、重要事実については、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議に報告され、開示の要否を決定し、代表取締役社長並びに取締役会の適時開示の承認を得て開示いたします。グループ経営会議は、社長及び関係役員、主要役職者等で構成される意思決定機関であります。グループ経営会議は毎月定期的に行われるほか、開示事項の発生時には随時開催可能な、機動的な体制を整備しております。

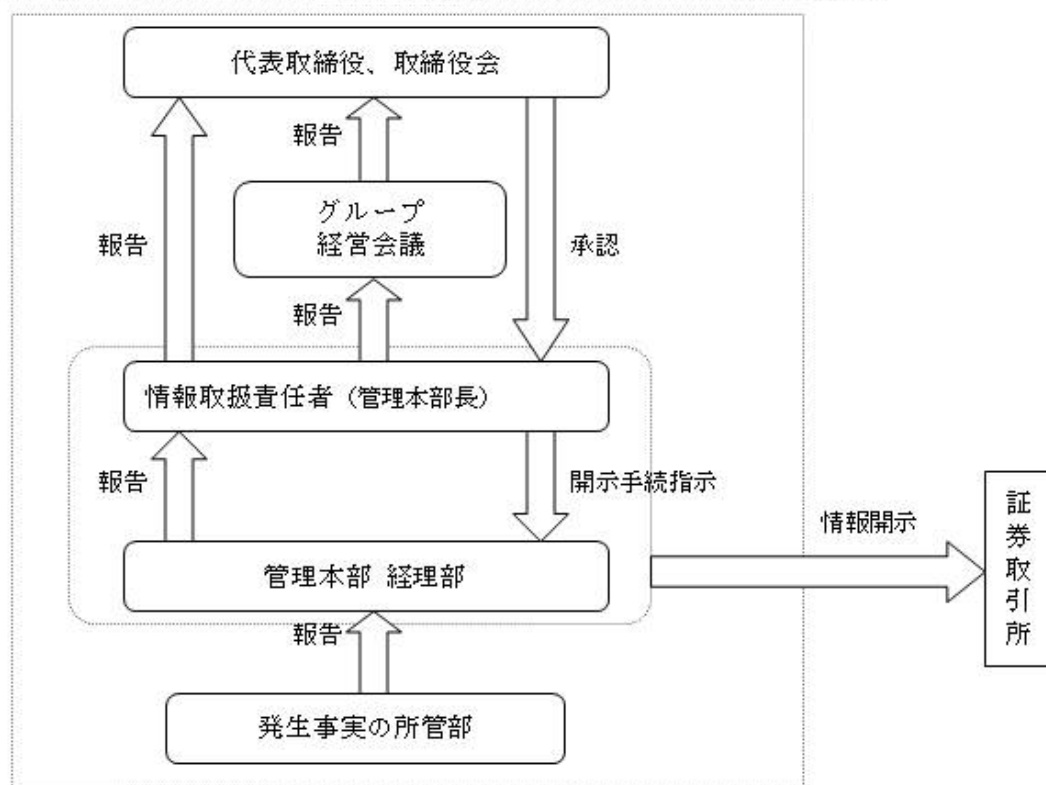
重要事実とは速やかに東京証券取引所(JASDAQ)に報告するとともに、当社ホームページでの掲載等、積極的な情報開示を行っております。

(3) 適時開示に係る社内体制

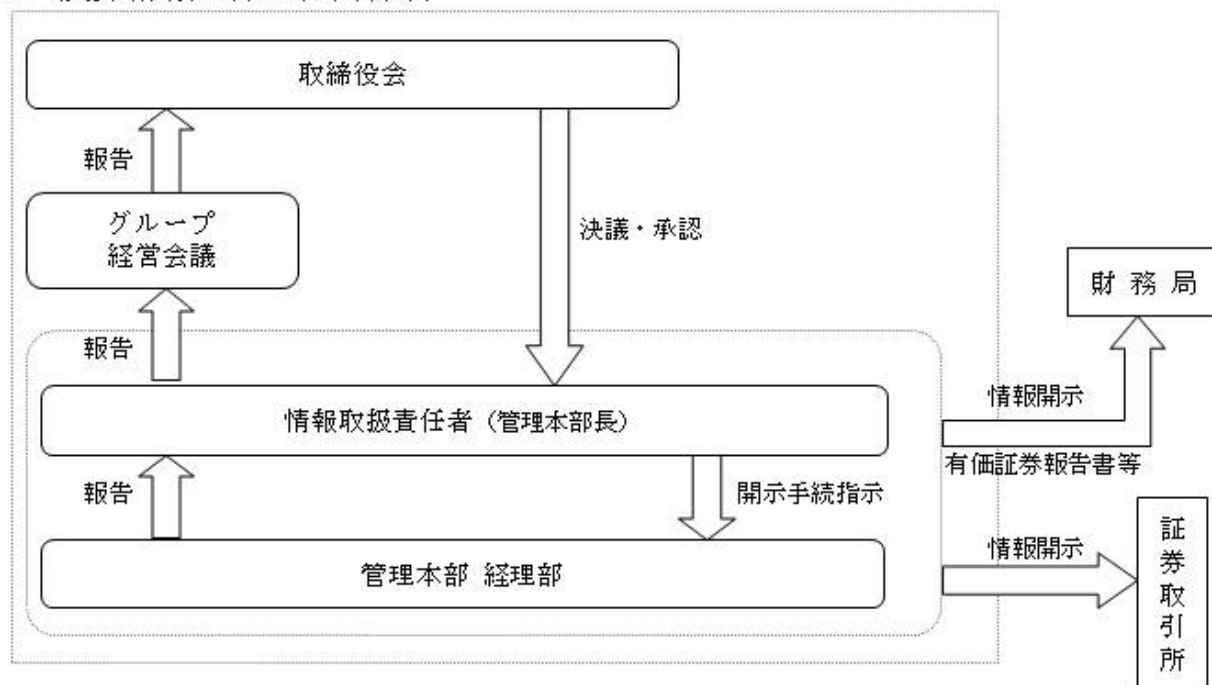
当社の適時開示に係る社内体制につきましては、次頁の「会社情報の適時開示に係る概略図」をご参照ください。

【会社情報の適時開示に係る概略図】

1. 決定事実、発生事実、その他重要事実に係る社内体制



2. 決算情報に係る社内体制



【参考資料：様式図】

内部統制システムを含む当社グループのガバナンス体系

